

# 仙台市幼児教育の指針

～子どもたちの心身の根っこを育てよう～

(資料編)



平成30年3月  
仙台市子供未来局



# 1 仙台市幼児教育の指針策定検討委員会 委員名簿

任期：平成29年6月2日～平成30年3月31日

(五十音順、敬称略)

	氏名	職業又は所属・役職等
委員長	さとう てつや 佐藤 哲也	宮城教育大学教育学部幼児教育講座 教授
委員	しょうじ あきひろ 庄司 昭博	仙台市私立幼稚園連合会 副会長 根白石幼稚園 園長、上田子幼稚園 園長
委員	すがわら こういち 菅原 弘一	仙台市立六郷小学校 校長
委員	せき ちょうこ 関 澄子	幼保連携型認定こども園 福聚幼稚園・ふくじゅ保育園 園長
委員	たかの さちこ 高野 幸子	福室希望園 園長
委員	ぬのみや けいこ 布宮 圭子	YMCA南大野田保育園 園長
委員	もり あつこ 森 敦子	仙台市支倉保育所 所長
委員	よこさわ ゆきお 横澤 行夫	仙台市私立幼稚園PTA連合会 副会長 お人形社第二幼稚園 園長

## 2 仙台市幼児教育の指針策定検討委員会 審議経過

開催日時	議題
第1回策定検討委員会 平成29年6月2日（金）	(1) 委員会の運営に関する事項について (2) 仙台市幼児教育の指針の策定について (3) 本市の幼児教育の現状と課題について ～仙台市幼児教育の指針策定にかかるアンケート 調査の結果について～ (4) 意見交換 (5) その他
第2回策定検討委員会 平成29年7月27日（木）	(1) 基本理念について (2) 基本目標（目指す子ども像）について (3) 基本方針について (4) その他
第3回策定検討委員会 平成29年9月11日（月）	(1) 策定の趣旨（案）について (2) 基本理念（案）について (3) 基本目標（案）について (4) 基本方針（案）について (5) 担い手とその役割（案）について (6) その他
第4回策定検討委員会 平成29年10月23日（月）	(1) 中間案について (2) パブリックコメント手続きの実施について (3) その他
第5回策定検討委員会 平成30年2月9日（金）	(1) パブリックコメント手続きの実施結果について (2) 最終案について (3) その他

### ◇仙台市幼児教育の指針（中間案）に対するパブリックコメント手続きの実施結果

- ・実施期間：平成29年11月27日（月）～平成29年12月27日（水）
- ・意見提出者数：13人・団体
- ・意見件数：65件

# 仙台市幼児教育の指針策定検討委員会設置要綱

(平成 29 年 5 月 10 日市長決裁)

## (設置)

第 1 条 仙台市幼児教育の指針（以下この条及び次条において「幼児教育指針」という。）を策定するに当たり、幼児教育関係者等の意見を聴取し、幼児教育指針に反映させるため、仙台市幼児教育の指針策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 本市の幼児教育の基本理念及び基本目標に関すること
- (2) 本市の幼児教育の基本方針に関すること
- (3) その他幼児教育指針に反映させるために必要な事項に関すること

## (組織等)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、幼稚園関係者、保育所関係者、幼保連携型認定こども園関係者及び小学校関係者のうちから市長が委嘱又は任命する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年 3 月31日までとする。

## (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

## (資料提出その他の協力)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

## (庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、子供未来局幼稚園・保育部運営支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月10日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

# 仙台市幼児教育の指針策定検討委員会の運営について

(平成 29 年 6 月 2 日仙台市幼児教育の指針策定検討委員会決定)

## 1 会議の公開について

### (1) 公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合には、議長が委員に諮り、非公開とすることができる。

- ア) 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合
- イ) 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合
- ウ) その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

### (2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制約等を勘案し、その都度委員長が定めるものとする。

### (3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を別紙のとおり定める。

## 2 議事録の作成について

### (1) 議事録は、事務局である子供未来局幼稚園・保育部運営支援課で作成する。

### (2) 議事録には次の事項を記載する。

- ア) 開催年月日、開会及び閉会時間
- イ) 出席委員の氏名
- ウ) 説明のために出席した市職員の職氏名
- エ) 議事の経過
- オ) その他必要な事項

### (3) 議事録には議長及び議長が指名した委員 1 名が署名する。

## 会議の傍聴に際し守っていただきたい事項

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は静かに傍聴し、拍手をしたり発言をするなど会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 鉢巻きや腕章の類をするなど、示威的な行為をしないこと
- 3 飲食または喫煙をしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の同意を得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、または会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。



